

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣 男

板橋区 松 崎 参

準 備 書 面 (8)

平成28年3月9日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰博



第1 はじめに

被告は、名誉棄損行為に関する真実性の抗弁として、板橋区ホテル生態環境館（以下「ホテル館」という）においては真実ホテルの累代飼育が行われていなかったと主張するようである（被告準備書面（2）15頁～、準備書面（5）全般）。しかしながら、ホテル館においては、確かにホテルの累代飼育がなされてきたのであって、被告の真実性の抗弁には全く理由がない。

本書面では、この点について原告の主張の正当性を論ずる。

第2 原告によるホテル累代飼育実施の事実

1、原告が詳細なホテル飼育記録簿を作成し続けていたこと

原告は、ホテル館において20年以上にわたり極めて厳格な環境管理のもと、ホテルの成育環境を維持し累代飼育を成功させてきた。原告は、「せせらぎ」内の水質、水温、室温を厳格に管理して調整するとともに、飼育水槽やその他の水槽等も日々細やかに管理してきたのである。

(1) 「ホテル飼育記録簿」（甲124）

今般、原告のかかる飼育実績を証すべく、原告管理時のホテル飼育記録簿のうち平成20年分を提出する（甲124の1ないし同号の12）。原告はホテル飼育に取り組むにあたって詳細な飼育記録簿を作成してきたのであり、その記録は膨大であって今般提出した記録はその一部に過ぎない。

(2) 「上陸確認数・羽化確認数」（甲40）

また、甲40は、「ホテル上陸確認数 羽化確認数」を記した記録である。原告は、平成7年から平成22年まで毎年、ホテル館内におけるホテル上陸数（幼虫が陸に上がって蛹になる数）、羽化数（蛹から成虫になる数）を数え、記録してきた。

(3) 「ホテル生態水槽水槽水質検査」（甲41）

さらに、甲41は、「ホテル生態水槽水槽水質検査」について、「計測・記録・ソフト制作者」として原告が相当の長きに渡って作成してきた記録である。当該記録は、後述のとおり水質を規定する要素としてPH（ペーハー）、NO₂（二酸化窒素）、NH₃、NH₄（アンモニア）、O₂（酸素）、CO₂（二酸化炭素）、GH（総硬度）、KH（炭酸塩硬度）、NO₃（硝酸塩）等があるが、原告はこれらの項目について1993年5月から1997年1月に至るまで記録にとどめてきた。

ここには、上記項目のほか「外気温」「室内気温」「外湿度」「室内湿度」等があり、この記録によって原告がホテル飼育に最適な水環境を構築している状況が理解できるのであって、これもまたホテル飼育を実践していたことを示す証拠に他ならない。

（4）記録の正確性

被告の主張によれば、これらのホテル飼育に関わる記録の記載内容も、ホテルの生育部分は全て虚偽であったということになる。しかし、この記載を見ればわかるとおり、その内容は極めて具体的かつ詳細なものであって、これらが飼育実態に基づかない創作によるものなどということとはあり得ない。

2、原告が外部で累代飼育を行ってきた実績があること

原告は、夜間公開時に限らずホテル館の見学や来訪を希望する外部の人々を受け入れて、飼育水槽やせせらぎ等を見学させるとともに、他所へ出向いてのホテルの飼育事業に携わっており、ホテルが生息するための環境づくりを細やかに指導し、現にホテル飼育事業を成功させてきたのである。そして、この間原告が対外的に行った飼育事業に対してクレームが出たこともなかった（甲87）。

被告の主張によれば、原告に累代飼育の実績も技術もない以上、原告が外部で行った累代飼育業務の成功実績も全くの虚偽であったということになる。しかし、原告は確かに外部での累代飼育を成功

させているのであって、かかる実績は原告において十分な累代飼育の技術も実績も具えていたことを証するものである。

この点については、被告自ら上記特許に基づく板橋区と原告本人にどの程度の収入があったかを確認している（甲138）。被告の主張に従えば、これらの再生事業も詐欺行為になりかねないが、そのような話は板橋区からも被告からも出ていない。

3、累代飼育について板橋区が特許を取得していたこと

平成14年1月には、板橋区が、原告が実践してきたホタル飼育方法を特許申請し、平成19年1月には「ホタルの累代飼育システム及び方法」として現に特許を取得した（特許第3902476号、甲7、甲125）。これは、原告のホタル飼育に向けた取組みを管理監督してきた板橋区の意向によってなされたものであった。そして、同特許の内容は、まさに原告が日常行ってきたホタルの飼育実態そのものであった。

被告の主張によれば、板橋区は原告のホタル飼育を管理する立場にありながら、その偽装に気付かずに特許まで取得したということになるのであろうか。しかし、原告がそうまでして特許を取得する何らの動機があるはずもなく、虚偽の内容で特許まで取得すること自体ありえない。

4、累代飼育がなされていないとすること自体不合理であること

原告がホタル館で累代飼育を実現させてきた期間は20年以上の長期にわたっている。一年や二年の夜間公開のために飼育実態を誤魔化すことは物理的に可能かもしれないが、20年以上も期間制限なく（本件のような事態が起こらなければ、今後も実施が想定されていた）欺き続けるなど非現実的であり、不可能である。

被告の主張によれば、原告は毎年ホタルを大量に購入して夜間公開時に飛翔させてきたのであり、今後も期限の定めなくそのように対応する予定だったというのであろうか。しかし、かかる内容が合

理性を欠くものであることは、既に述べた各主張から明らかである。

5、小活

以上のとおり、原告がホタルの累代飼育を実施してきたことは証拠上明らかであって、これに反する被告の真実性の主張は到底受け入れ得ない。

第3 被告による真実性主張の根拠に理由がないこと

1、はじめに

被告はホタル館においてホタル累代飼育が行われていなかったことを根拠づけるものとして、平成26年1月27日付けで板橋区が隣自然教育研究センターに行かせた生息調査（甲30・資料24、以下「生息調査」という）や当該調査に基づいて板橋区が作成した「板橋区ホタル生態環境館のホタル等の生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（方向）」と題する乖離報告書（乙2、以下「乖離報告書」という）の存在を挙げるようである（被告準備書面（2）15頁、同準備書面（5）2頁）。

しかし、隣自然教育研究センターによる生息調査結果は全く信用に値しないうえ、乖離報告書それ自体もまた一切信用しえないものであって、板橋区の各報告は被告の真実性の根拠足り得ない。

2、被告が真実性の根拠とする株式会社自然教育研究センターによる生息調査が調査の名に値しないこと

（1）平成26年1月27日に行われた生息調査の杜撰さ

ア 生息調査の実施態様

平成26年1月27日早朝、板橋区役所資源環境部の山崎部長及び同環境課の井上課長らは、事前の通告なしに「株式会社自然教育研究センター」なる会社従業員を同行し、ホタル館の館長である原告に何ら連絡することもなく、「生息調査」と称してホタルの幼虫が何万匹も生息するせせらぎに土足で侵入し、

その土を掘り返し、ビニールに入れて外の作業机の上でピンセットを使ったり、箒に土を開けたりするなどして、ホタル生息実態に関する結果としてホタルの幼虫がせせらぎ内でわずかに2匹発見されたのみであったと報告した(乙2、甲30・資料24)。

イ 調査結果がその後の板橋区報告の羽化数と矛盾すること

しかしながら、当該調査が杜撰なものであったことは、その年の夏のホタルの羽化数から明らかであった。

㈱自然教育研究センターは、平成26年1月時点で確認できたホタルの幼虫はわずか2匹であり、施設全体の推定個体数はゲンジボタル23匹、ヘイケボタルは0匹であると報告した(甲30内・資料24の9～12頁)。ところが、同年夏には、その推定数を大きく上回る、少なくとも211匹(ゲンジ64匹、ヘイケ147匹)のホタルが羽化した。このうち116匹はせせらぎ水路内(同社が2匹生存と報告)で確認され、76匹については同社が生存ホタル不存在と報告したビオトープ内で確認されたのである(乙2・10頁)。当該事実をもってしても、㈱自然教育研究センターの調査が不正確なものであったことは明らかである。

なお、この点に関しては、以下の事情を踏まえれば、その不正確さが一層明確になる。

① ホタルの羽化率に基づく幼虫数

元来、ホタルが幼虫段階で脱皮を繰り返す過程でゲンジボタルであれば毎回半分、ヘイケボタルであれば約3分の2の割合で減少していく。原告の長年の観察と経験によれば、ホタル館で幼虫から羽化する割合はゲンジボタルで0.5%から0.7%、ヘイケボタルで約5%であった(もちろん、これは「原告によって適切に管理された」ホタル館を前提としている)。

そうすると、仮に生態環境が維持された前提で上記数字を見たとしても、64匹のゲンジボタルが羽化したということは、2齢幼虫は4000匹を超える数に達した計算になる。そして147匹のヘイケボタルの成虫が羽化したということは、2齢幼虫は1000匹ほどに達したという計算になる。

乖離報告書の中で推定幼虫数を23匹とした(株)自然教育研究センターの調査がいかにも実態とかけ離れた数字であったか、これをもってしても明らかとなるのである。

② ホタル館の環境が完全に破壊されたこと

そのうえ、後に詳述するとおり(後記、3(2))、生息調査後同年の夏までのホタル館内の生態環境は、(株)自然教育研究センターによる杜撰な管理の結果急激に悪化し、この間にホタル幼虫の殆どが死滅していた。

以上の各事情を考慮すれば、生息調査時点では、羽化した211匹をはるかに上回る数のホタル幼虫が生存していたことは明らかであった。ところが、(株)自然教育研究センターは、生息調査実施時せせらぎ内のホタル幼虫の殆どを見逃し、ビオトープ内のホタルの幼虫に至ってはそれを全てを見落としした。

(株)自然教育研究センターが発見することのできた2匹の幼虫の大きさはいずれもゲンジボタル25～30mm程度のものだったというのであるから(乙2・6頁)、(株)自然教育研究センターは25mm以下の幼虫は全て見逃しており、これを確認する技術を持ち合わせていなかったこととなる。

ウ 調査方法の不適切さ～ホタルの幼虫の大きさ

また「生息調査」は、杜撰かつ専門性を著しく欠いた方法によって行われた。

(ア) 調査時の流水状況に関して

乖離報告書によれば、本件調査は流水を止めずに行ったこととなっている。しかし、ホタルに適した環境を作り出すために、せせらぎ内の流水速度は非常に早くなっており、平均して毎秒30センチ程の速度を保っていたから、かような調査においては流水を停止させなければ、正確な調査など行いようがない。

(イ) ホタル館におけるホタルの幼虫の大きさ

I 生息調査の手法では幼虫数は正確に確認し得ないこと

長年この場所でホタルを卵から生育してきた原告の経験によれば、この時期のホタル館に生息するホタルの幼虫は体長6～8ミリ程度であり、胴体の太さは1ミリ程度のものではあったから、この幼虫が体を丸めてしまえば発見は困難を極める。しかも、幼虫の色は黒色であり、雫自然教育研究センターのメンバーが行っていた、ジッパー付きのビニールから土ごとポリ容器に移し、水を加えてピンセットでザツザツと見ていくようなやり方では、体を丸めた1～2ミリ程度の幼虫を見つけることは不可能である。ビニールの中には1月末当時の2齢幼虫（体長6～8ミリ、丸まれば1～2ミリ）が万単位でいたと思料されるが、その幼虫を見つけるには、澄んだ水の中でゆっくりと大きな口のスポイトを使って行わなければ到底見つけることはできないものだったのである。

ところが、同日に実施された「調査」においては、土足で踏み入れる時点で足場から幼虫が流れてしまい、かつ作業機で笹に土を開けて存在を確認しようとしても、幼虫がその笹の目を通過してしまうような状況だったのであり、当時の幼虫の大きさを考慮すると、このような時期に調査をしようとする事自体が誤っているのである。

II 乖離報告書の分析の前提事実が誤っていること

この点に関して乖離報告書では「1～2月におけるホタルの幼虫の大きさは、室内飼育環境で、ゲンジボタルは15～25mm程度、ヘイケボタルは、数mm～15mm程度であり、目視で確認できる大きさである」旨断定している(乙2・6頁)。しかし、ホタルの幼虫については、水温や湿度温度調整によって生育速度を厳密に管理することが可能だったのであり、ホタル館では6月と7月の夜間公開に合わせて羽化するよう幼虫の生育状況を現に管理していたのであるから、報告書がよって立つ前提がそもそも誤っている。

このように幼虫の管理を水温等によって行うことは、累代飼育実態が争われる以前に行った特許申請や論文において言及している。すなわち、「本発明者らの観察においても、平均水温がそれぞれ20.0℃で約28日、21.0℃で約26日、22.0℃で約25日、23.0℃で約23日で2令幼虫になることが判明した。しかし、平均水温が24.0℃を超えると活動はさらに活発になるものの、脱皮がうまくいかずに死亡する個体の増加することが判明した。逆に、平均水温を16.0℃にすると約50日、15.0℃で約60日、14.0℃で約70日を要しなければ2令幼虫にはなれないことが判明した。さらに、14.0℃以下では、死亡個体は少ないものの、ほとんどが2令幼虫になれないまま一年を過ごす結果となることが判明した。このことから、幼虫期ゲンジボタルの2令幼虫への脱皮は、水温と深い関わりがあることが判明する」(甲54、6頁【0034】部分)。

また、水温の低下がほたる幼虫の生育に影響を及ぼすことは、平成16年12月に日本生物地理学会会報に発表した論文「水圏環境の自然回帰へ向けたホタル生態系の設計と構築(第一報、閉鎖型ミニ生態系による模擬と7世代継承の成果)」(甲10-

1・88～89頁部分)及び博士学論文「人の感性に共鳴するホタルの光と快適水圏環境」(甲11・35頁)にも明記しているのである。

このように、原告の認識は長年にわたる飼育実態に裏付けられたものだったのであり、区の乖離報告書については何らの具体的根拠もないから、かような記述を所与の前提に一方的に原告の説明の信用性を失わせしめることなどできない。

(ウ) 採取されるべき他の種が見落とされている事実

本件調査が杜撰かつ専門性を欠いたものであったことは、カワニナの確認状況からも明らかである。すなわち、カワニナは親貝とともに稚貝が多数存在しているが、同調査では殆ど親貝のみを数えており、当時無数に生息していた小さな稚貝を見落とされていた。

(2) センターにはホタル生息調査を行うだけの実績がないこと

同センター職員は、平成22年頃より数回にわたってホタル飼育技術を体得するため、ホタル館を訪れて原告に対しホタルの飼育技術を聞いて来るような状況であった(甲126)。

このことから分かるように、同センターにはホタル累代飼育の実績もないのであって、同センターはホタル館のホタル飼育実態に関する情報も得ぬままに本件調査に及んだものである。

(3) 現に同センターの採取に見落としの事実があったこと

嬬自然教育研究センターが生息調査を実施した後、原告らがホタル館に赴いたことがあった。この時、嬬自然教育研究センターが確認した2匹の幼虫を保管しているとされたプラスチックケースを見たところ、センターが発見した2匹以外にも小さなホタルの幼虫の存在が確認された。

つまり、嬬自然教育研究センターは、目の前にいた幼虫の存在にすら気づくことができなかつたのであり、同センターが生

息調査を行う能力を有していなかったことは明らかであった。

(4) 同センターが中立性を欠いた営利企業であること

そもそも㈱自然教育研究センターは、同生息調査の直後から、板橋区からホテル館の施設運営を受託した。つまり、本件生息調査は、委託元業者(板橋区)の要請によって、委託先業者(株式会社自然教育研究センター)が行ったものであって、中立性もないものであった。

(5) 小括

以上のとおり、㈱自然教育研究センターは、本来なすべき生息調査を十分に行うこともなかったのである。

3 被告が真実性の根拠とする板橋区作成の乖離報告書(乙2)も信用に値しないこと

(1) はじめに

被告は、自らの真実性の論拠の一つとして、板橋区によって作成された平成27年1月付の乖離報告書の存在を挙げる。しかし、当該乖離報告書は次の理由によって、全く信用し得ないものである。

すなわち、

- ①上記のとおり、乖離報告書において摘示された生息調査結果(2匹のみ生存)がそもそも全く信用し得ないものであること、
- ②乖離報告書はホテル館におけるホテル飼育実態を検討するにあたり「平成25年度のホテル飼育環境に特段の変化がない中で、平成26年度の夏、わずか1.1%の211匹しか確認できなかったことは、当該施設で約20,000匹のホテルが飼育されていなかったと考えざるを得ない」(乙2・12頁、下線部代理人)としたが、㈱自然教育研究センターのホテル飼育環境は、原告管理の頃と比べて極度に悪化しており、「ホテル飼育環境に特段の変化がない」とは到底言い得ないこと

- ③ホタルを持ち込んだとの認定が明らかに不合理であること
 - ④同報告書で摘示されたホタルのDNAに関する記述も根拠に欠け信頼し得ないものであること
 - ⑤同報告書で摘示されたホタル館のあり方検討結果すら杜撰であること
- などから、乖離方向書の記載内容自体も全く信用に値しない。
以下では、②ないし⑤に関して詳述する。

(2) ②ホタル成育環境の急激な悪化に伴うホタル死滅

㈱自然教育研究センターは平成26年2月以降、原告らに替わってほたる館を管理してきた。しかし、その管理態様は、原告の管理実態と比べて専門性を欠いた杜撰なものであった。

以下では、原告らが板橋区に対する情報開示請求によって取得した、㈱自然教育研究センター作成の管理記録(甲127)から、同センターの管理方法の問題点を明らかにするものである。

ア 水温管理の問題点

(ア) ホタルの成育環境と水温の関係

水温が上がると水中の溶存酸素量が低下するため、ホタルやカワニナ飼育時には水温が高くなり過ぎないように注意しなければならない。原告の経験では水温が18度を超えるとホタルの成育にとって望ましくない環境となり、25度を超えるとゲンジボタルの生存率が急激に低下することになる。

また、急激な水温変化は、体の小さなホタルやカワニナの生育及び生存に大きな負荷をかけることになるため、水温が急激に変化しないよう注意しなければならない。

(イ) 原告と㈱自然教育研究センターの管理時の比較

	平成 20 年（原告管理）		平成 26 年（自然教育研究センター）	
	平均水温（℃）	1日温度差最大	平均水温（℃）	1日最大水温変化
1月	11.0	0℃	—	—
2月	11.0	0℃	10.7	1.8℃
3月	11.0	0℃	11.7	1.3℃
4月	13.85	1℃	12.9	1.2℃
5月	16.0	0℃	15.4	2.4℃
6月	16.0	0℃	17.8	1.3℃
7月	16.0	0℃	19.4	1.6℃
8月	16.0	0℃	22.4	2℃
9月	14.86	0.5℃	23.0	4℃
10月	14.5	0℃	—	—
11月	13.78	0℃	—	—
12月	12.66	0.5℃	—	—

以下では、ホテル館のうち便宜上せせらぎ水路のみに着目して原告と（株）自然教育研究センターの管理実態の差を検証する。

I 水温管理方法の比較

原告は、毎朝8時にデジタル温度計（水温と室温を同時に計測するもので、用いていたものは商品名「おんどとり君」のRTR-502L型、現在の販売価格は約1万6000円強）を用いて、水温を測定していた。万一水温が高くなっていた場合、内せせらぎであれば冷温水機2機を用いて、大型生態水槽であれば各水槽のクーラーを用いて、他の水槽であれば室内全体の空調機を用いて、慎重に温度調整を行うなどして対応していた。また、水温調整する場合、1度変化させるのにも時間を掛けて行うなど、調整方法にも十

分注意を払ってきた。

他方、懶自然教育研究センターは、その測定時間が日によって区々であり、午前中に計測するか午後に計測するかも決まっていなかった。かような測定方法では水温変化を正確に把握することはできない。また、同センターが水温調整をした形跡もなかった。

II 水温の比較

原告管理下では、水温は低く安定した状況にあり、基本的にはホタルの飼育に適切な18度以下に保たれている。また、大きな水温の変動がないよう配慮していたため、その水温差は大きくとも1日で最大1℃にとどまっている。このように、ホタル館は、原告により厳密な水温管理が行われ、適切な環境が保たれていた。

他方、懶自然教育研究センターの管理下では、極めて劣悪な環境が出現することとなった。わずか8か月の間に平均水温が18度を上回る期間が3か月間存在するうえ、その水温は18度を基準としたとき7月+1.4度、8月+4.4度、9月+5度と理想的な水温を大きく上回っている。特に、9月25日には水温25.6度という高温を記録している。この数値は、ゲンジホタルが死亡する危険性が高まっていたことを示すものであった。

さらに、懶自然教育研究センター管理下では、急激な水温変化も生じており、9月には1日で4度もの温度変化が生じた日もある。同センターの管理していた9月の水温はそれ自体極めて高く、さらにこれほどの水温変化が起きたことでホタル生存に関わる強い負荷がかかったことは明らかである。

(エ) 小括

以上から、懶自然教育研究センターによるホタル飼育環境館の水温管理は非常に杜撰であって、原告の管理時とは全く異なり、ホタルの生育にとって過酷な環境であることは明らかであった。

イ、溶存酸素量管理の問題点

(ア) ホタル成育環境と溶存酸素量 (Dissolved Oxygen) の関係

溶存酸素量(「DO」という)とは、水中に溶解して存在する酸素量のことであり、水質汚濁が進めば同値は低くなる。また、溶存酸素量は、水温と酸素の分圧により飽和量(溶存酸素飽和量)が決まっており、加圧されれば飽和量が高まる。

ホタルは飽和量に近い溶存酸素を要する生物である。ホタルもカワニナも呼吸量が多く十分な酸素が必要であるうえ、特にホタルは自力での酸素吸収力が弱いため、飽和量に近い酸素が水中に溶解することで酸素が体内へ流入するよう、水中酸素量を飽和に近い状態に保ち、加圧状態(水流)を作ることが望ましい。

(イ) 原告と㈱自然教育研究センター管理時の比較

I DO値管理方法の比較

原告は、県代飼育を実現させるため、環境整備には細心の注意を払い、毎朝8時に隔膜ガルバニ電極機器(㈱堀場製作所の機器)を用いた隔膜電極法とパックテスト(㈱共立理化学研究所の水質キット)により測定を行っていた。

他方、㈱自然教育研究センターは、当初DO値を計測すらせず、その後計測し始めても月に4～5回程度のものであった(計測当初月のみ8回)。このような計測頻度では、溶存酸素量を厳格に管理することなど不可能である。かような管理態様は、同センターがDO調査の必要性すら認識できていないことを示している。

II DO値の比較

原告は、人工施設であるという根本的なハードルを乗り越えるべく数値を緻密に管理し、良好な環境を維持してきた。原告が管理していた平成20年時点での溶存酸素量は、最低値9～

最高値 12.5 mg/l、年間平均 11.626 mg/l と非常に安定した高値を保ち、原告は水温を管理して調整するのみならず、酸素量を常に飽和状態に近い状態で維持するよう管理してきた。

他方、(株)自然教育研究センターが計測したとされるDO数値は杜撰そのものであり、あり得ない数値が平然と記載されている。すなわち、同センターの測定した数値の中には、平成20年4月1日付けの溶存酸素量は13.6 mg/l、水温は12.5度とされている。しかし、水温12度の溶存酸素飽和量は10.43 mg/l、13.6 mg/lという数値は水温3度弱の飽和量である。もちろん、水圧が高まれば飽和量が高まるが、当時水流は極めて弱く、水圧の高さ故に導かれたとは到底考えられない。つまり、飽和量以上の数値が顕出されたこととなるのであり、本来計測されるはずのない数値が記載されていることとなる。

さらに、(株)自然教育研究センターの測定したDO値は、原告が管理していた頃よりも明らかに悪化しており、原告管理下の溶存酸素量を大きく下回っている。

	平成20年(原告管理)				平成26年(自然教育研究センター)			
	平均値	最小値	最大値	最大差	平均値	最小値	最大値	最大差※
1月	12.11	12.1	12.2	0.1	—	—	—	—
2月	12.10	12.1	12.2	0.1	—	—	—	—
3月	11.97	11.8	12.1	0.3	—	—	—	—
4月	11.28	9.6	11.9	0.5	10.27	8.2	13.6	3.6
5月	9.60	9.5	9.7	0.1	8.82	7.5	9.6	2.1
6月	9.58	9.5	9.8	0.2	8.02	6.6	9.5	2.3
7月	9.53	9.2	9.6	0.2	6.92	6.0	7.7	1.7

8月	9.28	9.0	9.7	0.3	6.27	5.9	6.8	0.9
9月	9.70	9.5	9.8	0.1	7.04	6.4	7.6	1.2
10月	9.77	9.6	9.8	0.2	—	—	—	—
11月	10.83	9.8	12.0	0.5	—	—	—	—
12月	12.07	11.8	12.6	0.4	—	—	—	—

※但し毎日計測していないため最大差は1日での変動と限らない。

せせらぎの水路内のD O数値の最低値は、原告による管理下では9 m g / l に対し、被告の値では5.9 m g / l を示しており、数少ないデータ成績すら、その結果は不良である。

また、数少ないデータにおいてもD O値が日によって大きく変わっている点も注意すべきである。かようにD O値が大きく変動すれば、ホタルにかかる負担も極めて大きくなる。まして、その数値が、ホタル生息に到底適するとは言えない低値を示しているのであるから、かかる劣悪な環境がホタルの生存に悪影響をもたらしたことは言うまでもない。

(ウ) 小括

以上のとおり、憐自然教育研究センターは、D O値の重要性に気付かずに社撰な計測を行い、溶存酸素量を維持管理しようという発想すらない。そして、実際に計測された数値も明らかに誤っており、また計測された数値を前提とするならば、ホタル成育環境として極めて過酷なものとなることは明らかであった。

ウ pH (ペーハー) の問題点

(ア) ホタル成育環境とpHの関係

ペーハー (p H) とは水素イオン濃度指数のことであり、物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標である。p H 7 の状態が中性で、数値が小さくなるほど酸性が、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。

ホタルの場合、pHは出来るだけ中性値に近いアルカリ性、数値では概ね7.6～8.2が望ましく、酸性になればホタル幼虫やカワニナの生息が困難となる。

また、pHの急激な変化も水生生物に致命的な影響を与える。pHが急激な上下とともに浸透圧（半透膜を境にして溶液と溶媒が接触し、浸透の現象が起こるときの両圧力の差）も変化することになるため、生物体内から水分子が噴出又は体内に流入することになり、生態が弱ってしまう現象が起きる。当該現象は一般的に「pHショック」と呼ばれており、水槽水を入れ替えた際に水槽内の生物が死に至るといった現象もこのpHショックが一つの原因である。

ホタル成育にはpHを中性に近いアルカリ性に保ちつつ、大きな変動が生じないよう生育環境を維持する必要があった。

	平成20年（原告）		平成26年（自然教育研究センター）	
	最大値	最小値	最大値	最小値
1月	7.6	7.5	—	—
2月	7.6	7.5	7.5	7.5
3月	7.6	7.5	7.5	7.0
4月	7.6	7.4	8.21	8.01
5月	7.6	7.5	8.20	7.14
6月	7.6	7.5	8.40	7.01
7月	7.6	7.4	8.09	7.01
8月	7.5	7.5	7.88	7.27
9月	7.6	7.5	7.98	7.23
10月	7.6	7.5	—	—
11月	7.6	7.5	—	—
12月	7.6	7.5	—	—

(イ) 原告と(株)自然教育研究センター管理時の比較

I pH値管理方法の比較

原告は、ホタルの幼虫にとって、pH値を安定させることが極めて重要であることを熟知していたため、常にpH値に注意を払い、毎日定刻8時にpH値を測定してきた。そして、万一その数値が低い場合には濾材に珊瑚砂等を使用し、その数値が高い場合には濾材にピートモスを使用するなどして、その数値を適宜調整するなどの細やかな対策を講じてきた。

他方、(株)自然教育研究センターはpH値について、水温同様日によって異なる時刻に計測しており、管理態様が杜撰であったうえ、pH値について細やかな調整を行った形跡もない。

II 原告と(株)自然教育研究センターの管理の比較

原告は、pH値に配慮しながら環境整備を行っていたため、pH値は極めて安定的な数値であった。上記のとおり、平成20年1年間をみても、ペーハー値は最低7.4、最高値7.6で安定しており、1日のペーハー値の変動が0.1を上回る事など一度もなかった。

他方、(株)自然教育研究センターは、pHについて杜撰な管理を行ってきた。仮に数値が正確だった場合、平成26年3月には19日から20日にかけて及び26日から27日にかけて、pH値が1日で0.5も下落した事となり、このような急激なpH値の下落はペーハーショックを引き起こし、ホタルの幼虫に致命的な影響を与えうる。さらに、4月以降、pH数値の変動が激しくなり、数値は安定せずに乱高下を繰り返している。

(ウ) 小括

以上より、pH値から見ても、(株)自然教育研究センター管理下でのホタル生育環境は適切なものではないことが明らかであった。

エ 上記（水温、溶存酸素量、pH値）以外の測定項目について

原告の飼育環境においては、前述した水温、pH、DO（溶存酸素量）以外にも、NO₂（亜硝酸）、NH₃（アンモニア）、NH₄⁺（アンモニウム）、GH（総硬度）、CO₂（溶存二酸化炭素）、KH（炭酸塩硬度）、NO₃⁻（硝酸塩）、COD（科学的酸素要求量）等、多くの項目が測定されている（飼育記録・水質検査測定結果表）。

これらの測定項目は、例えば、CO₂については、水草・水苔等が成長する為に水中に溶け込んでいなければならない一方で、多く溶け込んでいるとホタル・カワニナに悪影響が出ることから、一定の基準値（5mg/lから10mg/l）内に維持されるべき項目であるというように、いずれもホタルの飼育環境を良好に維持するために測定することが望ましい項目である。

原告の飼育環境においては、これら多様な項目が日々綿密に測定されていたのであるが、2014年2月以降の（株）自然教育研究センターの飼育環境下においては、これらの項目はそもそも全く測定されていない。

この一事からも、（株）自然教育研究センターがホタル生育について専門性を有しておらず、当センターが行った生息調査には信用性が見いだせないことは明らかである。

オ 小括

以上のとおり、ホタル生態環境館のホタル飼育の管理主体は平成26年2月より原告から（株）自然教育研究センターに替わったが、同センターによるホタル飼育環境は原告管理時とは比べ物にならないほど極度に悪化しており、ホタルが生育できるかどうか極めて疑わしい状況であって、もはや原告の管理していた環境との同一性が完全に失われていることは明らかであった。

(3) ③ホタルを持ち込んだとの認定が明らかに不合理であること

ア はじめに

この持ち込みの問題について、乖離報告書の示すものは、まったく合理的な根拠になっていない。この部分から被告が持ち込みの事実を認定し表現したということ自体到底信じられないレベルのものである。

乖離報告書の最後の部分の総括において、板橋区は「例年、羽化していたとされる約20,000匹に足りないホタルは、関係者のホタルの持ち込み証言とそれを裏付ける宅配業者の配送伝票の物証により、ホタルが持ち込まれていたものと考えられる。」と結論付けている。

そこで、以下では「関係者のホタルの持ち込み証言」と「それを裏付ける宅配業者の配送伝票の物証」の2点について、これらが、「持ち込まれたものと考えられる」という結論に結び付くものであるか否かを検討する。

イ 「関係者のホタルの持ち込み証言」について

これに関連する報告書の記載としては以下の点が挙げられる。

まず、「1 関係者のヒアリング調査」(12頁)として以下の点が記されている。

「① 関係者甲にヒアリングを行い次の発言があった。

質問：ホタルは、持ち込んでいたのではないのか。

回答：今から数年前は、むし企画が持ってきていた。むし企画代表から「花」という小包が届いた。そこに成虫が入っていたのではないのか。

② 平成26年2月電話にて

質問：「花」(ホタル成虫)の輸送方法、輸送業者名、時期を知りたい。

回答：ホタルの成虫は、むし企画代表より、宅配業者を使って、品名が「花」として6月初旬、7月初旬に届いた。」

しかし、この関係者甲の発言を「関係者のホタル持ち込み証言」と位置づけられることは不可能である。関係者甲が誰かもわからない以上信憑性に疑問があるうえ、その点を措くとしても、関係者甲は「『花』という小包が届いた。そこに成虫が入っていたのではないのか。」としか述べていない。通常の読解力をもって上記証言を理解するならば、甲の発言中「そこに成虫が入っていたのではないのか」との部分は単なる推測であるうえ、その推測（「花という小包」＝成虫）を基礎付ける何らの事実も示されていないのだから、客観的にみて、持ち込み認定を裏付ける証言とはなりえない。

当該証言の分析は、本来の文脈から飛躍しており、板橋区が強引に結論づけようとするものであると言わざるを得ない。

さらに、上記②の平成26年2月の電話での聴取で「『花』の輸送方法・・・を知りたい」との質問に対し、回答として「ホタルの成虫は、むし企画代表より、宅配業者を使って品名が「花」として6月初旬、7月初旬に届いた」とあり、あたかもホタルの成虫が届けられているかのようなことが記されている。

しかし、甲は、「花」として輸送された物が真実成虫であったか否かを認識していないにもかかわらず、回答上の表記の主語は「ホタルの成虫は」となっているのである。甲は、「花」と記された箱が宅配業者によってホタル館に届けられたことを語っているにすぎず、報告書が「ホタルの成虫」と表記しているのは、明らかに甲の発言を歪め虚偽の事実を作出しているものである。

ウ 「それを裏付ける宅配業者の配送伝票の物証」について

乖離報告書は、宅配業者の配送伝票について「2 立証と物証等」として、「関係者甲の発言に基づき、宅配業者（以下「宅配業者丙」という。）に対して、調査を行った。その結果、宅配業者丙から次の内容の配送伝票を入手することができた」とし、これらの発言

と配送伝票の存在から以下の点を指摘する。

「・また、元飼育担当職員は、「花」がハイゴケであると述べていることから、更に品名「ハイゴケ」について、調査依頼（4月23日）したところ、対象品の配送実績はなかった。

・しかし、一部の伝票に品名を「ホタル」から「花」に訂正（見え消し訂正）している伝票が発見された。」（乙2、16頁）

しかし、これらの資料は、その記載のとおり、当該業者が、ホタル館に送るので品名欄に「ホタル」と誤って書いてしまったのを花と書き直したというだけのことであって、いかなる意味でもホタルの持ち込みを認定する根拠となりえない。

まず、前半の元飼育担当職員（＝原告のことである）が「花」がハイゴケであると述べていることは事実であり、原告はむし企画等に対して、その時期ハイゴケの納品を依頼していた。実際にハイゴケはホタル館に存在していた。この点に関して、乖離報告書は、「品名『ハイゴケ』について、調査依頼（4月23日）したところ、対象品の配送実績はなかった」と述べているが、「ハイゴケ」での配送実績がないというのは、単に「ハイゴケ」と明示しての配送伝票が存在しないということを示しているにすぎず、しかも、ハイゴケは「花」として配送されていたのであって、ハイゴケの配送伝票の不存在がホタルの持ち込みに直結しないことは当然である。

さらに、一部の伝票に品名を「ホタル」から「花」に訂正していることをもって、ホタルの持ち込みの根拠にしているようであるが、この伝票の日付は8月15日である。この日付は、持ち込みの事実を積極的に否定する重要な情報である。なぜなら、板橋区のホタル夜間鑑賞会は通常ゲンジボタルで6月中旬、ヘイケボタルでは7月中旬頃としており、8月に夜間鑑賞会を開催することはなく、8月15日にホタルが供給される事態を想定すること

ありえないからである。したがって、乖離報告書が8月15日の伝票がホタル持ち込みの根拠となりえないことは、ホタル館における夜間鑑賞会の時期やホタルの生態と実際の羽化の時期とに鑑みて客観的に明らかである。

エ 小括

以上のおり、実際に外部からホタル館にホタルを送ったという現実性は皆無であり、乖離報告書の内容を検討してもその立証はまったく成功していない。被告はこれまでホタル館に足を運んだこともなく、ホタルの成虫が羽化して飛翔する時期を全く理解していないために板橋区の悪意ある誤った事実認定を理解できなかったのかもしれないが、それにしてもこのような報告書のみを依拠して、ホタルの飼育偽装を表現するのは到底許されない。

乖離報告書におけるこのホタルの見え消しの指摘部分は、板橋区の意図（何がなんでも原告に対する懲戒処分としたことの正当性を飼育の面からも位置づける）を理解するうえでも、その端的な部分ということができるが、被告はなんらの疑いもなく原告に対する懲戒処分が正当であることを前提にしているから、客観的な分析ができず、誤った表現を流布し、原告の飼育に関する社会的評価を貶め続けたのである。

(4) ④ 乖離報告書が摘示するDNA検査も信用に値しないこと

ア はじめに

乖離報告書によると、ホタル生態環境館から採取されたホタルの塩基配列（DNA）調査を行ったところ、西日本地方のDNAを持ったゲンジボタルのみが発見され、東北・北関東に属する遺伝子を有する個体が見つからなかったことから、ホタル生態環境館においては、ホタルの累代飼育は行われておらず、西日本のDNAをもったホタルが人為的に移動されていた可能性が高いと結論付けている。

しかし、当該DNA調査に基づく報告は、前提としているDNA型分布図の客観的正当性を当然の前提とし、また、検体とされたホタルもホタル館で羽化したホタルであるかについて検証するための客観的な資料についてその分析・評価を検討しないままになされたものであって、科学的根拠に欠け、かつ信憑性がないものと言わざるを得ない。

イ 乖離報告書の前提とされているDNA分布図について

乖離報告書は、ホタル館で採取したというホタルの検体のDNAを、鈴木浩文氏の研究によるホタルのDNA型分布図に当てはめ、ホタル館で生息していたホタルが西日本で生息するホタルのDNA型に当たるとして、大熊町で採取されたホタルではないと断言している。

しかしながら、かかる判断は、DNA型分布図の利用方法を誤ったものであり、科学的な根拠が欠けるものといわざるを得ない。なぜなら、当該分布図の作成者である鈴木浩文氏は、そもそも調査対象のホタルのDNA型を調べることでそのホタルがどこで採取されたホタルかを科学的に判断する用途のために、ホタルのDNA型について研究し、分布図を作成したものでは全くない。つまり、DNA型分布図は、調査対象のホタルのDNA型が、どこの地域（ゲンジホタルでは、大きく6つのグループに分類）に生息するホタルのDNA型傾向を有するかの確認に用いられるものであり、かかる用途を超えて調査対象のホタルのDNAが当該6つのグループのいずれのDNA型であるかを根拠に、どこの地域で生息するホタルかを科学的に解明する用途で用いられるものでは決してないのである。

ウ 検体に関する疑義・問題点

上記イで論じたとおり、DNA分布図そのものの評価も問題であるが、乖離報告書のDNA分析の根本的問題は対象である検体

に関するものである。

(ア) 検体に関する問題について

繰り返し述べるとおり、原告はホタル館において大熊町のホタルを25世代にわたって累代飼育してきたのであり、外部からホタル館にホタルを持ち込んだという事実は決してない。

仮に、DNA調査で検体とされたホタルが大熊町のホタルではないとすれば、当該検体とされたホタルはホタル館で羽化したホタルと異なるものである。

すなわち、乖離報告書においては検体の羽化確認日と検体の採取日が記載されているが、そもそもDNA調査で用いられたホタル検体が、ホタル館で羽化したホタルか否かについての検証するための資料は一切残されておらず、関係資料を比較して総合的に検討すると、仮に、DNA調査で検体とされたホタルが大熊町のホタルではないとすれば、調査当時ホタル館を管理していた(株)自然教育研究センターが持ち込んだホタルがDNA調査で用いたとしか考えようがない。

以下、検体の採取過程や保存過程の検証が不可能な状況のもと、ホタル館を管理していた(株)自然教育研究センターは外部からホタルを持ち込むことが可能であり、実際、同センターがホタル館で羽化を確認したホタルと、調査で検体とされたホタルが一致しない可能性を示唆する事情が存すること詳述する。

(イ) 検体及び検体採取過程の記録不存在

まず、乖離報告書によれば、DNA調査が行なわれた時期は平成26年9月4日から同年10月15日までであるとされるが、原告らが板橋区に対する情報公開請求によって取得した(株)自然教育研究センターが管理していた際に作成していた業務日誌等には、当該DNA調査が行なわれるまで検体となるホタルの採取、保管等を行ったとの記載はなく、他にも、検体と

されたホタルが実際にホタル館で羽化したホタルかを検証する資料は一切存在しない（甲128参照）。

通常、DNAの調査を行なう場合には、検体となるホタルの採取過程、保管過程を明らかにし、実際のDNAの解析にいたるまで検体となるホタルと検体以外のホタルとの混濁がないことの客観的な検証が可能となるよう、採取過程や保管過程を明らかにする資料の作成が求められるものであり、かかる資料が存在せず、事後に検体自体についての検証が不可能な場合には、調査の信用性が著しく欠けるものと言わざるを得ない。

しかも、業務日誌（甲128）には、かかる検証に耐えるかどうかのレベルではなく、ホタルを検体として採取、保管したという記載さえもないのである。検体採取日は7月6日、10日、12日、19日、22日、28日であるが、そのいずれの日においてもDNA調査のために検体として採取されたとの記述はない。

このように、検体の採取、保管の経過について一切資料化されず、業務日誌には検体を採取したという事実の記載すらないことは、実際に検体がホタル館において飼育されていたもともとのホタルの幼虫・成虫由来のものかどうかを疑わせるのである。その結果としての乖離報告書のDNA調査は、DNA調査としての客観性を損なっているものと言わざるを得ない。

（ウ）検体が原告飼育時のホタルでない危険性

そして、検体の採取、保管について検証が不可能な状況のもと、さらに、本件DNA検査においては、㈱自然教育研究センターがホタル生態環境館の管理を始めた平成26年2月以降に混入させたホタルが、DNA検査の検体とされた可能性につ

いて指摘する。

そもそも、(株)自然教育研究センターは、ホタル生態環境館の管理を行う前から、ホタルを扱っている法人である。

甲129号証は、(株)自然教育研究センターが管理を行う足立区生態園の「受付・解説及び昆虫飼育業務委託仕様書」である。本仕様書4頁には、「②ホタルの飼育業務」として、(株)自然教育研究センターが行い得る業務が列挙されているが、そこには、「Ⅲ母虫の確保は、…「購入等」によることとし、これに要する経費は受託者の負担とすると記載されている。このように、(株)自然教育研究センターは、外部からホタルの成虫を購入していたか、少なくとも、業務上、購入する機会があったのである。

したがって、検体がホタル館で羽化したホタルか否についての検証が不可能な状況が認められ、他方で(株)自然教育研究センターは、自らが管理を開始してから、DNA検査を行うまでの約半年の間に、自らが外部で購入し保有するホタルをホタル生態環境館に混入させることが十分に可能だったのであり、その場合、西日本から購入したホタルを混入させたことも十分に考えられる。

(二) (株)自然教育研究センターによるホタル持ち込み疑惑

さらに、(株)自然教育研究センターの作成した業務日誌の記載も、ホタル館で羽化を確認したホタルと、実際に検体となったホタルが一致せず、外部から持ち込まれたホタルが検体とされた可能性を示唆するものである。具体的には、(株)自然教育研究センターが管理していた際に作成していた業務日誌(甲128)には、(株)自然教育研究センターが確認した羽化数が記録されている。

羽化数を業務日誌に基づいてまとめたのが次頁の表である。

	ゲンジ		ヘイケ	
	オス	メス	オス	メス
6月7日	2	1	1	1
6月12日	1	1		1
6月16日	30	4		
6月20日	1			
6月29日	6	4	30	3
7月4日	1		1	
7月6日	1		1	
7月7日	1	1	10	4
7月8日			5	1
7月12日			5	4
7月20日			3	1
7月23日			4	1
7月28日			46	12

当該表と乖離報告書23、24頁の調査結果の表とを見比べると、その内容には看過できない齟齬がある。

具体的にその一部を指摘すると、例えば、乖離報告書によれば、ゲンジボタルの検体IBS01_01は、平成26年6月1日から14日に羽化が確認されたオス6匹中の1匹ということになっているが、上記表からは、平成26年6月1日から14日の間には、3匹しか羽化確認がされていない。

また、乖離報告書によれば、ゲンジボタルの検体IBS01_02は、6月1日から18日までに羽化が確認されたオス37匹中の1匹となっているが、上記表からは、同期間に羽化確認がされた数は33匹となっている。

このように、乖離報告書のDNA調査の対象とされたホタルの検体の、その母集団を構成するホタル館で羽化し採取・保管されたというホタルの個数と、当時ホタル館を管理していた(株)自然教育研究センターが確認した羽化の数とは一致しておらず、同センターがホタル館で羽化を確認したホタルの個数の方が少ないことがわかる。

かかる齟齬は、実際に検体とされたホタルの検体が抽出された母集団を構成するホタルには、(株)自然教育研究センターがホタル館で羽化したと確認していないホタルが含まれていることを示唆するものである。

そうすると、実際に検体とされたホタルがどこで羽化したホタルなのか全く不明となり、検体についての検証が不可能である以上、乖離報告書のDNA調査は、いよいよ、一片の客観性すら認められないものと言わざるを得ない。

エ 小括

以上より、乖離報告書に記されたDNA調査は、前提としているDNAの分布図の利用を誤ったもので、当該分布図を利用してホタルの生息地を科学的に解明することはできないものである。

また、仮に、当該調査で検体とされたホタルが累代飼育された大熊町のホタルではないとすれば、その検体とされたホタルはホタル館で羽化し、採取保管された個体ではありえず、(株)自然教育研究センターが別途管理するホタルが混入され、検体とされたとししか考えられない。

少なくとも、検体の採取、保管過程が検証不可能な以上、客観的な調査として認められるものとは到底言えない。

したがって、当該DNA調査に基づく板橋区の報告は、客観性、科学的根拠が欠けるもので全く信憑性がないものと言わざるを得ない。

- (5) ⑤平成26年5月の板橋区作成の「板橋区ホタル生態環境館のあり方検討結果」(甲32)も客観性のない内容であること
ア はじめに

板橋区は、平成27年1月の乖離報告書作成に先立ち、平成26年5月付けで板橋区ホタル生態環境館のあり方検討結果と題する報告書(甲32)を作成し、「平成25年度より、ホタル生態環境館のあり方について、資源環境部にあり方検討会を設置し、検討を行ってきた。検討にあたっては、他区のホタル飼育施設の視察や専門家の意見の聴取などを行い、多くの情報の把握に努めた。」
「ホタル生態環境館で、ホタルの飼育を長期間専属的に行っていた元飼育担当職員(平成26年3月退職)及びむし企画(ホタル飼育委託契約業者)職員に対し、ヒアリングを行い、施設の現状の把握など施設の今後のあり方を検討してきた」と説明している(乙2・2頁)。しかしながら、当該検討には、下記のような重大な問題点がある。

イ あり方検討会自体の問題点

被告板橋区ホタル生態環境館のあり方検討結果(甲32、以下「検討結果」という。)では、平成25年8月に第1回検討会が、同年11月に第2回検討会が、平成26年4月に第3回検討会が各々行われたとある(甲32・2～3頁)。

ところが、いずれの検討会についても、当該検討会にかかる会議録はおろか、一切の文書も存在しないことが確定している(甲130 公文書不存在通知書)。そうすると、そもそも検討会による会議自体が存在していたか疑わしく、仮に存在していたとしても議事録すら作成しない杜撰な形でしか行われていなかったことは明らかである。

ウ 他区ホタル飼育施設の視察に関する問題点

あり方検討会は、平成25年8月に、足立区、渋谷区、及び東

京都夢の島の各飼育施設の調査・視察を行ったとしている。なお、足立区に関しては同年10月にも調査・視察が行われている（甲32・1頁）。

ところが、「検討結果」では、各地のいずれの施設に調査・視察に行ったかが全く明らかにされていない。

なお、足立区には生物園、渋谷区にはふれあい植物センターなる施設が存在しており、同所でホタルを飼育しているようである（但し累代飼育等を行っていない）。しかし、東京都夢の島では夢の島公園・夢の島熱帯植物館なる施設が存在するものの、そこでは特にホタルが飼育されていたわけではない（甲131 2015/02/27（金）16:18 付電子メール）。そうすると、あり方検討会が、そもそも上記各飼育施設で調査を行ったかさえ疑わしい。

なお、「検討結果」では、他区等の施設の調査・視察の結果の報告・板橋区との比較等の言及は一切なく、上記施設の調査・視察が一切反映されていない点も付言しておく。

エ 専門家の意見の聴取についての問題点

「検討結果」では、あり方検討会が日本ホタルの会関係者からヒアリングを行ったとある（甲32・2頁）。

しかし、「関係者」は特定されておらず、その内容が記された書面も存在せず、かつ具体的に「検討結果」に反映された形跡もない。そのうえ、同会は「ホタルや身近な生き物を通じて環境問題に注目し、どうしたらそれを守り私たちと共存できるかを調べる」ことを目的としており、人工飼育を行う専門機関ではない。

オ 元飼育担当職員及びむし企画職員に対するヒアリングの問題点

(ア) 元飼育担当職員に対するヒアリング

そもそも、元担当職員は、あり方検討会からヒアリングを受けていない。元担当職員は、あり方検討会の存在を知らなかったし、その存在を知らされたこともなかった。

元担当職員は、板橋区人事課による事情聴取を3回受けたことがある。1度目は①平成26年2月28日(甲132)、2度目は②同年3月13日(甲133)、3度目は③同日(甲134)であった。しかし、元飼育担当職員を聴取した者は、1度目①総務部参事・藤田雅史、総務部人事課長・木曾博、2度目②総務部人事課長・木曾博、総務人事課人事係長・宮川修一、総務人事課人事係主査・豊田岳彦、3度目③2度目と同じ、であり、聴取場所はすべて人事課面談室である。

平成26年4月9日以前は、人事課長はあり方検討会の構成員ではなかった(「討会結果」1頁)のであるから、上記ヒアリングがあり方検討会によるものではありえない。

さらに、その内容も、3度目の聴取の際に宮川修一が「これまでのやり取りは、懲戒分限審査委員会への諮問内容となる・・・」と言っているように、あくまで元職員に関する懲戒処分にかかわるものであり、施設の現状の把握をするために行われたものではなかった。

(イ) むし企画へのヒアリングについて

むし企画の高久秀雄は、資源環境課による事情聴取を三度受けているが、当該事情聴取があり方検討会によるものであるということは聞いていない。資源環境課による事情聴取は、1度目①平成25年8月26日(甲135)、2度目②平成25年8月29日(甲136)、3度目③平成25年9月10日(甲137)である。しかし、その内容は、板橋区とむし企画の契約に関すること(主に金銭関係)及びむし企画内部の事情に関することであり、施設の現状の把握など施設の今後のあり方については一切聞かれていない。

(ウ) 小括

本件乖離報告書作成後になって作成された板橋区の報告書は、

経過を客観的に踏まえていないものでもあり、不自然なほどに杜撰かつ信用性に乏しいものであって、信用に値しうるものではない。これほどまでに強引な内容を踏まえれば、本件調査も中立性を著しく欠いた状態でなされたものであることが強く推認されるところである。

(5) 小括

以上のとおり、被告が、ホテル館における累代飼育不存在の根拠とする平成27年1月付乖離報告書(乙2)は、全く信用に値しないものである。

第4 結語

乖離報告書は、もともと、平成26年1月27日生態調査、その後の同年3月28日の原告に対する懲戒免職処分、それに対する懲戒処分取消請求の提訴を受けて、板橋区が自己の処分を正当化する目的で平成27年1月に作成されたといえるものではないものである。そして、当時、既に原告と板橋区との間で見解が対立していたのだから、板橋区議会議員である被告がこれを分析する際には、従前の経過に鑑みて、その客観性・信用性を十分に吟味すべき資料であった。

本書面で主張してきたとおり、乖離報告書は、その報告書作成に至る経緯、摘示事実、分析方法のいずれについても、客観性を欠き、極めて杜撰かつ専門性の欠落した内容のものであって、当該報告書は、被告が主張するところのホテルの累代飼育がなかったという真実性を基礎付けるものとはなりえない。

したがって、原告のホテル累代飼育に対する社会的評価を貶めた被告の表現行為について、被告の真実性の抗弁は全く理由がない。

以上